

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月16日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の一部を次のように改正する。

別表第9を次のように改める。

別表第9（第12条、第12条の2関係）

都市公園使用料

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
第1号に掲げる行為	1日1人につき	220円
第2号に掲げる行為	1日につき	220円
第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	10円
第4号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	5円

備考 占用の面積が1平方メートルに満たないときは1平方メートル、占用の期間が1日に満たないときは1日として計算する。

2 有料公園施設を利用する場合

(ア) 城山公園

施設名	区分	基本使用料
研修センター会議室	1時間につき	130円
研修センター展望室	小、中、高校生1人1回につき	50円
	小、中、高校生の団体（10人以上）1人1回につき	40円
	大学生、一般1人1回につき	100円
	大学生、一般の団体（30人以上）1人1回につき	80円
展望室展望鏡	1回につき	10円

ゴーカート	1人乗り1回につき	220円
	2人乗り1回につき	440円
観覧車	1人1回につき（4歳以上）	220円
パターゴルフ場	中学生以下1ラウンド（9ホール）につき	110円
	大人1ラウンド（9ホール）につき	220円
バッテリーカー	1回につき	100円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が入場料、会費又はこれらに類するものを徴収する場合の使用料は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 3 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記2に掲げる場合にあっては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 4 3の「市民」とは、次に掲げるもの（以下この表において同じ。）をいう。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
 - (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者
 - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

(イ) 国分運動公園

施設名	区分			体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（1時間につき）	
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
陸上競技場	専用使用	アマチュアスポーツ	一般	990円	3,090円
			児童生徒	500円	
		その他	2,470円	12,350円	
	団体使用	アマチュアスポーツ	一般	620円	1,550円
			児童生徒	310円	
		その他	1,550円	6,180円	
	個人使用	一般		130円	—
		児童生徒		70円	—
	会議室				80円
国分球場	専用使用（団体）	一般		370円	990円
		児童生徒		190円	
庭球場	1面につき	一般		220円	—
		児童生徒		110円	

多目的 広 場	専用使用 (団体)	一般	500円	620円
		児童生徒	250円	—
多目的 屋内運 動 場	専用使用 (団体)	一般	600円	1,870円
		児童生徒	300円	900円
	一部使用	一般	300円	—
		児童生徒	160円	—

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 「専用使用」とは、施設を独占的に使用する場合をいう。
- 3 「陸上競技場の団体使用」とは、スポーツクラブ等の団体が陸上競技場の一部を使用する場合をいう。
- 4 「多目的屋内運動場の一部使用」とは、当該運動場の2分の1に相当する面積を単位として使用する場合をいう。
- 5 入場料を徴収する場合の使用料は、入場料売上額の100分の10を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 6 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記5に掲げる場合にあっては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。）に、100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

(ウ) 南公園

施設名	区分	体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（1時間につき）	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
ソフト ボール 場	専用使用（団体）	190円	560円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

(エ) 国分海浜公園

施設名	区分	体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（1時間につき）	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
ソフトボ ール場	専用使用（団体）	190円	560円
庭球場	一般（1面につき）	170円	

	児童生徒（1面につき）		90円
第1グラウンド	専用使用（団体）	210円	620円
第2グラウンド	専用使用（団体）	210円	620円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

(オ) 国分海浜公園体育館

区分			基本使用料 (1時間につき)
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 児童生徒	190円
		その他の団体	370円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	740円
		その他の催物に使用する場合	1,490円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,120円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	2,230円
		その他の催物に使用する場合	4,450円
	集会室	80円	
	スタジオ兼集会室	130円	
一部使用	卓球（1台につき）	一般	60円
		児童生徒	20円
	バドミントン（1面につき）	一般	100円
		児童生徒	50円
	バレーボール（1面につき）	一般	190円
		児童生徒	100円
	個人使用（1回につき）	一般	60円
		児童生徒	20円

備考

- 1 「専用使用」とは、体育館の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。

- 3 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 土曜日の午後、日曜日又は国民の祝日に使用する場合（使用者が入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 5 使用許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 6 照明を使用する場合の使用料は、次に掲げる額とする。
 - (1) 専用使用 1時間につき150円
 - (2) 一部使用 1時間につき80円
- 7 使用者が入場料を徴収する場合の「その他の催物に使用する場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料額に100を乗じて得た額を基本使用料に加算して得た額とする。
- 8 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記4及び5に掲げる場合にあっては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に、100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

(カ) 北公園

施設名	区分	体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（1時間につき）	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
多目的広場	全面使用	250円	740円
	ソフトボール場（1面につき）	190円	520円
庭球場	一般（1面につき）		220円
	児童生徒（1面につき）		110円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

(キ) 丸岡公園

施設名	単位	金額
ゴーカート	1人乗り1回につき	310円
	2人乗り1回につき	520円
プール	小学生以下	210円

	幼児	110円
	プールサイドに入場する保護者1人	110円
グラウンド	市外者が使用する場合に限り 1日	2,060円
ナイター施設	1時間以内（1時間増すごとに1,550円を加算）	1,550円
緑地公園	市外者がグラウンドゴルフを行う場合に限り 1人	110円
グラウンドゴルフ	市外者が使用する場合に限り 1日8ホール	1,030円
用具	市外者が使用する場合に限り 1日16ホール	2,060円
スロープカー	小学生以上1人につき1回	110円

備考 プールの団体入場者については、20人につき、1人は無料とする。

(ク) まきのはら運動公園

施設名	区分	基本使用料		
多目的屋内運動場（まきばドーム）	ゲートボールコート（1面につき）	一般	1時間につき160円	
		児童生徒	1時間につき90円	
	テニスコート（1面につき）	一般	1時間につき300円	
		児童生徒	1時間につき160円	
パークゴルフ場	36ホール	一般	1ラウンドにつき250円 1日につき500円 回数券12枚つづり2,500円	
		児童生徒	1ラウンドにつき130円 1日につき250円 回数券12枚つづり1,300円	
	多目的広場	専用使用（団体）	一般	1時間につき990円
			児童生徒	1時間につき500円
一部使用		一般	1時間につき330円	
		児童生徒	1時間につき170円	

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 多目的屋内運動場（まきばドーム）で使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 3 多目的屋内運動場（まきばドーム）の照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) ゲートボールコート 1時間につき110円
 - (2) テニスコート 1時間につき210円
- 4 多目的屋内運動場（まきばドーム）を使用する使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記2に掲げる場合にあつては、当該規定に

より算出して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

- 5 「多目的広場の専用使用」とは、施設を独占的に使用する場合をいう。
- 6 「多目的広場の一部使用」とは、当該広場のサッカーコート1面に相当する面積を単位として使用する場合をいう。
- 7 多目的広場で使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、次に掲げる額を基本使用料に加算した額とする。
 - (1) 基本使用料に100分の25を乗じて得た額
 - (2) 入場料売上額に100分の10を乗じて得た額
- 8 多目的広場を使用する使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料(上記7に掲げる場合にあつては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 9 1ラウンドとは、18ホールをいう。

(ケ) 夜間照明施設

使用区分	使用料(1時間当たりの基本料金)	
ソフトボール1面	1,620円	
ソフトボール2面	3,240円	
サッカー・ラグビー及びアメリカンフットボール	6,160円	
軟式野球	3,240円	
その他のスポーツ競技	3,240円	
スポーツ以外の使用	8,000円	
テニスコート1面	160円	
海浜公園多目的広場	320円	
運動公園多目的広場	870円	
運動公園多目的屋内運動場	専用使用	全点灯 1,400円
		部分点灯 700円
	一部使用	全点灯 700円
		部分点灯 350円

備考

- 1 30分未満の使用は半額とし、30分以上1時間未満の使用は1時間とみなす。
- 2 市外居住者が使用する使用料は、上表の使用料に10割を加算した額とする。
- 3 多目的屋内運動場の一部使用とは、当該運動場の2分の1に相当する面積を単位として使用する場合をいう。
- 4 多目的屋内運動場の部分点灯とは、当該運動場の夜間照明施設の2分の1に相当する数を点灯して使用する場合をいう。

都市公園を占用する場合

区分		使用料
法第7条第6号に掲げるもの	1 m ² 1日につき	21円
都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条第7号又は第8号に掲げるもの	1 m ² 1日につき	21円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

まきのはら運動公園のパークゴルフ場を18ホール増設することに併せ、利用者の負担軽減を図るため、同施設の使用料の見直しを行い、及び使用実態と有効活用を考慮し、丸岡公園のローラースケート場を有料施設から除くとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から改められることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。